

平成26年 第1回【3月】定例会

～平成26年度 予算他 議決～

平成26年第1回定例会（3月議会）が2月28日から3月25日に開催され、新年度一般会計予算ほか11特別会計予算を、全議員で構成する予算特別委員会で審議し、一部の議案（一般会計は修正案）を除き可決となりました。

また、条例案件21件、補正予算全案件9件（1件否決）、事件案件15件を可決、人事案件4件を同意しました。

なお、一般会計及び特別会計を合わせた予算規模は、前年比1.96パーセント増の総額54億8,301万円です。

条 例 <可決>

○名誉村民条例の一部改正

議会の議決すべき事件を定めることから、本条例に明記されていた議会の議決に関する条項を削除する一部改正。

○議会の議決すべき事件を定める条例の制定

平成23年5月の自治法の改正により、自治体の基本構想に沿っての義務づけが削除され、議会の議決を必須とする規定が無くなったが、重要な案件については、議会の議決を得る必要があることから議決事項を5項目定め、新規に条例制定するもの。議決を必要とする事項については、

- （1）総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画。
- （2）名誉村民の選定に関する事項。
- （3）姉妹都市及び友好都市の締結に関する事項。
- （4）むらづくり等に関する検証及び宣言の制定、改正及び廃止に関する事項。
- （5）定住自立圏形成協定の締結、改正に及び廃止に関する事項。

○定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止

議会の議決すべき事件を定めることから、本条例を廃止するもの。

○情報通信施設条例の一部改正

4月1日からの消費税率の改定に伴い、使用料、手数料及び加入負担金について、消費税増額分についてのみ改定を行うため一部改正するもの。

○特別の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

消防委員会から消防団員の処遇改善に伴う答申の内容を尊重し、消防団のラッパ長及び副ラッパ長の処遇を改善する一部改正するもの。具体的には、ラッパ長は分団長、副ラッパ長は副分団長と同等の処遇とするもの。

○議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正

平成26年度で村民会館及び歯科診療所を解体することから、議決の必要な施設を削除する一部改正。

議 会

No. 174



議会に対するご意見
をお聞かせください。

お電話の場合

☎82-3111(内線150番)

E-mailの場合

gikai@kijimadaira.jp

発行：木島平村議会
編集：議会だより編集委員会

○社会教育委員会設置条例の一部改正

分権一括法による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を条例で定める一部改正。具体的には、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する基準を明記して定める一部改正。

○公民館条例の一部改正

村民会館を解体することから、公民館を役場内に移転するため、公民館の住所を変更する改正。

○村民会館条例の廃止

役場周辺整備の推進に伴い村民会館を解体することから、本条例を廃止するもの。

○人権センター条例の廃止

役場周辺整備の推進に伴い人権センターを解体することから、本条例を廃止するもの。

○郷の家設置条例の一部改正

条文中の字句を改正する一部改正。

○中町展示館設置条例の一部改正

施設管理運営を指定管理及び村直営のどちらでも選択できるよう、展示館の事業、開館時間、施設利用料金を明示するなど、条文の全体調整を行う改正。

○歯科診療所条例の廃止／○歯科診療所施設等貸付条例の廃止

歯科診療所の解体に伴い、本条例を廃止するもの。

○カヤの平牧場条例の一部改正

4月1日からの消費税率の改定に伴い、牧場使用料を改定するもの。税率改定相当分のみ、使用料の増額改定。

○下水道条例の一部改正／○水道条例の一部改正

4月1日からの消費税率の改定に伴い、使用料及び手数料について料金改定を行うもの。税率改定相当分のみ増額改定

○高社簡易水道条例の一部改正

4月1日からの消費税率の改定に伴い、管理分担金について料金改定を行うもの。税率改定相当分のみ増額改定。併せて条文の整理を行う。

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正

消防団ラッパ長及び副ラッパ長の処遇の改善に伴い、条例に記載されている補償基礎額表の階級を整理する一部改正。

○非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

消防団員の確保と処遇改善のため消防団員退職報奨基金条例が改正され、4月1日から施行されることに伴い、村の支給条例も併せて改正をするもの。

○特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

現在、村理事者の給与削減を10パーセント、議員報酬を5パーセントの削減の期限が今年の3月31日で終了するため、削減期間を平成27年3月31日まで延長することに改める一部改正。

補正予算

<修正可決>

○一般会計 補正額合計 7億5,612万円 (▲減額)

- ・役場周辺整備の推進に関わる村民会館上段の私有地の取得費。(534万円)
- ・歯科医師確保事業の計上額が年度内に支出する必要がなくなったため全額減額。(▲3,000万円)
- ・小学校新学期に間に合わせるため、児童用の机、椅子、給食配膳台の購入。(74万円)
他に体育館の音響設備改修工事及びトイレのシャワー水洗化1箇所分の工事費を計上。
- ・中学校体育館音響設備の改修及び黒板の塗裝修繕費。(73万円) 他

○修正案提出に至った主な理由(一般会計)

農の拠点施設の建設計画が進められているが、基本となる経営計画が煮詰まっておらず村民の心配する声が高まっているので、村民の納得できる経営計画を立て、説明会を開催するなど村民の理解を得る必要がある。

また、現在計画の施設規模が非常に大きく、将来の村の財政にも大きく影響するので、施設規模にも再検討が必要である。

*農の拠点施設整備事業

(主な修正内容)

- ・設計監理委託料等2,340万円を減額し、0円としたこと。
- ・建設工事費等5億8,230万円を全額減額し、0円としたこと。

その他の審査意見等

- ・やまぶきハイツの施設改修工事に関して、当初改修時の設計及び施工業者に瑕疵がある場合は、その責任を明確にされたい。また、経費節減の余地があると思われるので、今回の改修工事着手前に施工方法等を十分に検討し、村費の無駄使いをなくすように努められたい。

- ・奨学資金貸付事業特別会計：歳出で新規貸付を10件見込んでいたところ、実績が7件であったため、貸付金を減額。(▲251万円)
歳入では、大学院進学による貸付期間延長のため、次年度分の償還金収入188万4,000円を減額し、併せて一般会計からの繰入金100万円を減額して最終調整を行う補正。
- ・国民健康保険特別会計：これまでの医療費の推移を見ながら現段階での決算見込みに合わせて、歳入歳出ともに最終調整を行う補正。(349万8千円)

国民健康保険特別会計に関する審査意見等

- ・国民健康保険税をはじめとする村徴収金の収納率の向上を図られた

- ・介護保険特別会計補正予算：(22万1千円)
観光施設特別会計補正予算：シューネスベルク、パノラマランド、梨の木荘で予定していた修繕工事の精算を行う補正(▲110万5千円)
- ・高社簡易水道特別会計：修繕費でフロート弁取替修繕費を増額。工事費は予定していた減圧槽塗装工事を減額し、塩素計の取替工事を実施するもの。(補正額なし)
- ・水道事業会計：科目間の最終調整を行う補正。(補正額なし)

平成26年度 予算

<修正可決>

会 計 名	予 算 額	議決状況	記 事
一 般 会 計	33億5.351万円	修正可決	・一般会計は、「役場周辺整備事業」及び「農の拠点施設整備事業」予算の一部を削減する。 議会側提出修正案 33億5,351万円 村側提出原案 37億5,000万円 差 額 3億9,649万円
情 報 通 信 特 別 会 計	1億405万円	可 決	
学 校 給 食 特 別 会 計	2,276万円	〃	
奨学資金貸付事業特別会計	1,140万円	〃	
後期高齢者医療特別会計	5,319万円	〃	
国民健康保険特別会計	5億5,603万円	〃	
介護保険特別会計	6億819万円	〃	
観光施設特別会計	3,485万円	〃	
下水道特別会計	4億6,053万円	〃	
農業集落排水事業特別会計	1,967万円	〃	
高社簡易水道特別会計	1,218万円	〃	
水道事業会計	1億4,670万円	〃	

注) 1万円未満を端数整理してあるため1万円の位はタイトルの金額と照合しません。



議会最終日の本会議で、平成26年度一般会計修正案を提出する
総務民生文教常任委員長 湯本悦生 議員 (3月25日)

○修正案提出に至った主な理由（一般会計）

役場周辺整備事業の概算事業費が今議会で示されたが、総額16億3,000万円と高額になっており、他にも大型事業が控えている中で、提案の施設規模が非常に大きく、将来の村の財政にも大きく影響するので、基本設計の再検討が必要である。

また、農の拠点施設整備事業については、平成25年度木島平村一般会計補正予算（第7号）の修正議決すべきものと決定事項で申し上げたとおりである。

*役場周辺整備事業

（主な修正内容）

- ・設計監理委託料934万8,000円を全額減額し、0円としたこと。
- ・工事請負費3億1,382万4,000円を全額減額し、0円としたこと。

*農の拠点施設整備事業

（主な修正内容）

- ・負担金補助及び交付金3,240万8,000円を全額減額し、0円としたこと。
- ・繰出金4,091万2,000円を全額減額し、0円としたこと。

議会最終日に村側から、農の拠点施設整備事業について、原案から約1,800万円減額の補正予算（第8号）が提出されましたが、反対多数で否決されました。

事 件

<可決>

○北信広域連合規約の一部変更

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正で「障がい程度区分」が「障がい支援区分」に改められたことに伴い、連合規約についても名称を改めるもの。構成市町村の議会の議決が必要なための一部変更。

○字の区域の変更

平成24年度に実施をした地籍調査事業、穂高7区内、北鴨及び稲荷の一部において小字の変更を行うもの。

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

辺地対策総合整備計画（平成22年度から平成26年度まで策定）中、平成26年度で林道清水平線の改良工事を実施することから、変更で林道改良について追加するもの。

○村道路線の廃止

村道2路線について廃止をするもの。

1 路線目は、市之割地区内の村道295号線、延長102メートルのうち村道の用に供しない部分19メートルを新たに認定換えするため、一旦全路線を廃止するもの。

2 路線目は、中村地区へ通じる村道15号線を道路改良による新路線へ認定換えを行うため、一旦全路線を廃止するもの。

○村道路線の認定

先の件の村道2路線について、継続して村道として供用する部分について再度認定するもの。

1 路線目は村道295号線について、延長83.4メートルを認定するもの。

2 路線目は本線が変更になった村道15号線について、新たに延長1,169メートル認定するもの。3 路線目は新しい村道15号線と旧村道15号線の分割した路線を新たに延長40メートル、村道699号線として認定するもの。

- 高社山麓観光施設（スキーリフト）の指定管理者の指定
- 高社山麓観光施設（ホテルシュエネスベルク・テニスコート）の指定管理者の指定
- 高社山麓観光施設（やまびこの丘公園）の指定管理者の指定
- 高社山麓観光施設（ジュニアサッカー競技場）の指定管理者の指定
- 青少年交流研修施設の指定管理者の指定
- カヤの平自然体験施設の指定管理者の指定
- 馬曲温泉公園の指定管理者の指定

指定管理者を木島平観光株式会社に指定するもの。期間は平成26年度から平成28年度まで。

○高社山麓観光施設（池の平スキーリフト）の指定管理者の指定

指定管理者を株式会社マックアースに指定するもの。期間は平成26年度から平成28年度まで。

○内山手すき和紙体験施設の指定管理者の指定

指定管理者を内山和紙振興会に指定をするもの。期間は平成26年度から平成28年度まで。

○郷の家の指定管理者の指定

指定管理者を農民芸術ふう太の杜に指定をするもの。期間は平成26年度から平成28年度まで。

指定管理者の指定に関する審査意見等

- ・指定管理者に対しては、契約内容及び施設管理に関するチェックリストを作成し、定期的に管理状況を把握し、適切な指導を徹底されたい。

人 事

<可決>

○教育委員会委員の任命についての同意

委員に、佐藤秀雄さん（西小路）と本山三智子さん（中村）の任命に同意。

○固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意

委員に、渡邊吉基さん（中町）の任命に同意。

○副村長の選任についての同意

副村長に、浦山宏一さん（内山）の選任に同意。

陳情・請願

<採択>

○子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める陳情

《提出者：新日本婦人の会》

○柏崎刈羽原発の再稼働させない事を求める陳情

《提出者：なくそう原発飯水岳北の会》

○「過労死防止基本法の制定を求める意見書」採択を求める陳情

《提出者：いのちと健康をまもる長野センター》

○「農の拠点施設」建設計画の見直しを求める請願

《提出者：「農の拠点施設」建設計画見直しを求める会》

その他（全員協議会で取り決めた事柄）

○土木工事調査特別委員会の設置について

現在、村の土木工事等の入札で最低制限が無い、施工変更に明確な決まりが無いなどの疑問点があるため、特別委員会を設置し、過去に行われた事業の調査をすることになりました。

今議会閉会后直ちに委員会を設置し、調査を開始します。